

※国保連平成31年3月サービス提供分

		算定要件	単位	実績/事業所数 (N=260)	
職業指導員加算	職業指導員を専任で配置した場合 (肢体不自由児の場合を除く)		主に知的障害児	定員数に応じて 8単位/日～148単位/日	62
			主に自閉症児	定員数に応じて 20単位/日～49単位/日	2
			主に盲児又はろうあ児	定員数に応じて 14単位/日～296単位/日	0
重度障害児加算	重度の障害児が、その保護指導 のための一定の基準を満たす施 設を利用する場合		主に知的障害児又は 自閉症児	イ 165単位/日	134
				ロ 198単位/日	80
			主に盲児	ハ 158単位/日	1
				ニ 189単位/日	0
			主にろうあ児	ホ 143単位/日	2
				ヘ 171単位/日	0
主に肢体不自由児	ホ 198単位/日	8			
重度重複障害児加算	利用者が重度障害児支援加算の条件 に該当し、かつ3種類以上の障害を有 する場合			111単位/日	16
強度行動障害児 特別支援加算	強度行動障害のある障害児が、強度行 動障害の軽減を目的とする特別な指 導・訓練を行うことができる施設を利用 する場合			781単位/日 (加算開始から90日以内の期間は、 さらに+700単位/日)	6
幼児加算	幼児である障害児 (盲児又はろうあ児に限る)			78単位/日	0
心理担当職員 配置加算	指定基準に定める従業者の員数 に加え、心理担当職員を専任で配 置している場合		主に知的障害児	定員数に応じて 5単位/日～102単位/日 (公認心理師+10単位/日)	43
			主に自閉症児	定員数に応じて 13単位/日～26単位/日 (公認心理師+10単位/日)	2
			主に盲児又はろうあ児	定員数に応じて 10単位/日～102単位/日 (公認心理師+10単位/日)	1
			主に肢体不自由児	定員数に応じて 13単位/日～20単位/日 (公認心理師+10単位/日)	5
看護職員配置加算	I	指定基準に定める従業者 の員数に加え、看護職員 を配置している場合	主に知的障害児	定員数に応じて 6単位/日～141単位/日	104
			主に盲児又はろうあ児	定員数に応じて 14単位/日～141単位/日	2
	II	医療的ケア児の受入れに 係る一定の基準を満たす 場合	主に知的障害児	定員数に応じて 7単位/日～145単位/日	0
			主に自閉症児	定員数に応じて 19単位/日～36単位/日	0
			主に盲児又はろうあ児	定員数に応じて 15単位/日～145単位/日	0
			主に肢体不自由児	定員数に応じて 19単位/日～29単位/日	0

児童指導員等 加配加算	常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定基準上必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等を配置している場合に、資格等の種類、事業所の態様に応じて加算		主に知的障害児	6単位/日～151単位/日 イ 専門職員(理学療法士等)の場合	72
				6単位/日～151単位/日 ロ 児童指導員等の場合	42
			主に自閉症児	6単位/日～151単位/日 イ 専門職員(理学療法士等)の場合	2
				6単位/日～151単位/日 ロ 児童指導員等の場合	1
			主に盲児又はろうあ児	6単位/日～151単位/日 イ 専門職員(理学療法士等)の場合	1
				6単位/日～151単位/日 ロ 児童指導員等の場合	1
入院・外泊時加算	I	入所している障害児が、病院等に入院した場合や外泊した場合等に、所定単位数に代えて算定	8日を限度	定員数に応じて 252単位/日～320単位/日	148
	II		(I)に引き続いて82日を限度	定員数に応じて 150単位/日～191単位/日	48
自活訓練加算	訓練により自活が可能となると見込まれる障害児に対して、必要な訓練を行った場合、1人につき180日を限度に加算。 (支給決定期間中、原則1回。さらに必要な場合は2回を限度)		同一敷地内に自活訓練の居室がある場合	377単位/日	3
			同一敷地内に自活訓練の居室がある場合居室を確保することが困難な場合	448単位/日	1
入院時特別支援加算	施設に入所している障害児が入院した際、病院等との連絡調整や入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合に算定 (月1回限度)		90日を超える入院期間が4日未満	561単位/日	0
			90日を超える入院期間が4日以上	1122単位/日	0
地域移行加算	退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合。(入所中2回、退所後1回を限度)			500単位/日	15
栄養士配置加算	管理栄養士又は栄養士を配置し、食事管理を適切に行っている場合		常勤の場合	定員数に応じて 5単位/日～27単位/日	117
			非常勤の場合	定員数に応じて 3単位/日～15単位/日	23
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成して栄養管理を行っている場合			12単位/日	34
小規模グループケア加算	障害児に対して、小規模グループケアによるケア			障害児1人につき240単位/日	36

※1.実績は契約の入所児に限る。

※2.措置児の場合は、別途、被虐待児受入加算あり。(37,900円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数)